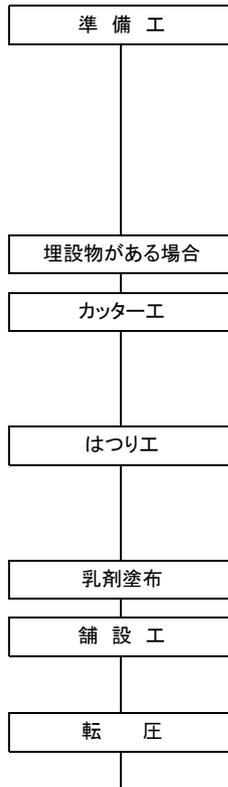


# 舗装小補修工 作業手順 1/2



内 容	留 意 事 項
作業打ち合わせ(KY活動) 作業内容、人員の確認 保護具の点検 使用機械、資材、工具の点検 (規制完了)	安全作業指示書による。マニフェストの準備 指示書の内容確認 保護メガネ、マスク、革手袋等 <b>日常点検の実施、SDSの確認</b>
規制完了を待機中の工事用車両に連絡し、規制内車両進入口の位置を伝える	車両進入口は、線形の良い場所でテーパー終点から100m以上離して設置し、必ず誘導員を配置する
《作業車両配置》 作業車両の入れ替え又、作業に支障とならない場所に工事用車両を配置する。	車両後退時の事故防止のため、保安員後方に5m以上離してセーフティーバーを設置する
《作業準備》 ユニック車荷台から必要な工具、機械、資材を人か又はクレーンを使用して降ろす。	クレーン使用時は、アウトリガーを確実に張り出す
カッター工、はつり工を行う時は、埋設ケーブル(通信ケーブル、電源ケーブル、トラカールケーブル、路温計、ロードヒーティングなど)の調査・確認を行う	作業前に、管理用図面で埋設ケーブルの有無を調査し、必要に応じて関係部署の立ち会いを受ける
補修ラインのマーキングを行う カッター工の準備を行う 舗装カッターで、マーキングラインに沿って規定の深さまで舗装を切断する	センターライン付近の作業は、一般車の接近に注意する 機械使用後は、水抜きを行い、歯止めをして路肩等車道端部に置く カッターの深さは、橋梁などは舗装厚が薄い所があるので床版を傷つけない様に注意して深さを決定する ブレード付近に、手、足を近づけない
飛散防止ネットを設置した後、カッターライン内の舗装をブレーカー、ピック等を使用して、はつり取る。 コンプレッサーや掃除機を使用して清掃する はつり長さ、幅、深さを計測する 廢材はトラックに積み込み、所定の処分場に運搬し、処理を依頼する。 (マニフェストの提出)	センターライン付近のはつり作業は、一般車の接近に注意する 車線側には、必ず飛散防止ネットを設置する。 <b>飛散防止ネットの設置・撤去は別途定めた手順書によること</b> 作業に合った保護具を装着する 粉塵防止のための散水や橋梁下にコンクリート片を落下させないためにシート、ウレタンフォーム等で養生する
固形乳剤のプロパンコンロによる溶解 はつり面を均一に乳剤散布機で乳剤塗布を行う。	消火器を置く。保護具を装着して作業 一般車への飛散防止を確実に行う
トラックにて運んで来たアスファルト合材を、レーキ等を使用して均一に敷きならす。この時7.5cm以上の厚みは、2回打ちとする。	《合材温度の確認》 <b>工場発送時の温度から-20℃以上の物は、使用しない。</b> トラックの後退時は誘導員を配置して行い、十分注意をする。 骨材の飛散と火傷には十分注意する。
プレートコンパクター、振動ローラーを使用して十分踏み固める。 2回打ちの場合は、一回ごと転圧を行う。	センターライン付近の作業は、一般車に注意する。 ローラーに挟まれないように周囲の安全確認を行う。 機械使用後は、水抜きを行い、歯止めをかって路肩に置く。

# 舗装小補修工 作業手順 2/2



転圧終了後、舗装温度が下がるまで、養生を行う。 この時間内に、出来型検側を行う。	舗装の規制開放温度は、40℃以下
使用した道具、機材、余った材料等は、トラックに積み込み、最後に竹ぼうきなどで清掃する。	使用した道具等は、現場に忘れ物が無いように確認する。 はつりかす、合材かすが無い様に、綺麗に清掃する。
終礼の実施	ヒヤリハットの実施

注意事項
作業に合った保護具を使用すること
センターライン付近の作業は、はみ出し規制(道交法80条協議)によるものとし、一般車の接近に充分注意する(保安員を配置)
各機械作業は、有資格者による作業を行う
はつり、清掃時の小石・粉塵等の一般車及び路外への飛散には、充分注意を払う
振動ローラーの取り扱いには、特に注意する
ローラー・カッターへの給水は、運搬車輛への積載前に行い、現場内で行う場合は、通行車線と反対側で行うこと
廢材処理にはマニフェストを必ず使用する
火災防止処置を行う
規制内での作業開始前に避難場所を定めて、「避難訓練」を実施する
カッター工、はつり工を行う場合は、埋設物の確認を必ず行い、適宜立会確認を受ける